

第 130 回丹波市議会定例会

自 令和 5 年 5 月 31 日
至 令和 5 年 6 月 27 日

議案審議資料

【目次】

①発議第 2 号（丹波市議会委員会条例改正）	・・・ 1～2
②発議第 3 号（丹波市議会会議規則改正）	・・・ 3～4

丹波市議会事務局

発議第2号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが、5類感染症となったことに伴い、現在、委員会の開会方法の特例として規定しているオンラインによる方法の要件から新型コロナウイルス感染症を削除するとともに、感染症法上において生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染性の疾病について、まん延を防止する措置を講じる必要があることなどから、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

第14条の2第1項中、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等」に改める。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>最終改正 令和4年6月27日条例第19号 (委員会の開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等</u>により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>最終改正 令和4年6月27日条例第19号 (委員会の開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等</u>により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが、5類感染症となつたことに伴い、現在、協議等の場の開催方法の特例として規定しているオンラインによる方法の要件から新型コロナウイルス感染症を削除するとともに、感染症法上において生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染性の疾病について、まん延を防止する措置を講じる必要があることなどから、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

第164条の2中、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等」に改める。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号</p> <p>最終改正 令和4年6月27日議会規則第1号 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査 又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための 場（以下「協議等の場」という。）を別表のとお り設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に 設けようとするときは、議会の議決でこれを決定 する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当た っては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間 を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が 別に定める。</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第164条の2 前条の協議等の場については、<u>新型コ ロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延 又は災害等の発生等</u>により、その構成員が開会場 所に参集することが困難と招集権者が認めるとき は、オンラインによる方法で協議等の場を開くこ とができる。</p>	<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号</p> <p>最終改正 令和4年6月27日議会規則第1号 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査 又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための 場（以下「協議等の場」という。）を別表のとお り設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に 設けようとするときは、議会の議決でこれを決定 する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当た っては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間 を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が 別に定める。</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第164条の2 前条の協議等の場については、<u>重大な 感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等</u> により、その構成員が開会場 所に参集することが困難と招集権者が認めるとき は、オンラインによる方法で協議等の場を開くこ とができる。</p>